

令和6年第9回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	午前10時00分から		
	令和6年3月13日(水)		
	午前10時55分まで		
出席者	委員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員	
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査	
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人
			なし
会議の結果 及び 主な発言	議案等		結果
	報告9-1	令和6・7年度明るい選挙推進委員名簿及び感謝状贈呈者名簿について	了承
委員長	これから令和6年第9回の定例会を開会いたします。		
	<令和6・7年度明るい選挙推進委員名簿及び感謝状贈呈者名簿について>		
委員長	報告事項9-1について、事務局から説明をお願いします。		
局長	<p>報告9-1をご覧ください。</p> <p>令和6・7年度の明るい選挙推進委員の名簿となります。</p> <p>令和6年3月31日で任期満了を迎える明るい選挙推進委員について、令和6・7年度の明るい選挙推進委員を新たに委嘱します。</p> <p>明るい選挙推進委員の任期は2年となります。</p> <p>名簿は地区ごとの記載となっており、全体で120名を予定しております。</p> <p>令和4・5年度の明るい選挙推進委員は全体で114名を委嘱しましたので、令和6・7年度の委嘱人数は令和4・5年度よりも6名増となります。</p> <p>令和6年4月10日に、令和6・7年度明るい選挙推進委員の委嘱式を行う予定です。</p> <p>次に、令和6年感謝状贈呈者名簿をご覧ください。</p> <p>明るい選挙推進委員を8年以上在職していただいた方に対し、4月10日の委嘱式で明るい選挙推進委員の委嘱後に表彰を行います。</p> <p>今回は6名の方が対象となります。在職年数は、令和6年3月31日の任期満了時点で算出しております。</p> <p>以上、報告事項9-1の説明となります。</p>		
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。		
委員長	明るい選挙推進委員は町会から推薦をいただいた方を委嘱していると理解しておりますが、令和6・7年度の明るい選挙推進委員の委嘱予定人数は、町会の数と一致しておりませんが、その理由は何ですか。		
局長	令和6・7年度の明るい選挙推進委員については、杉並区内の全町会に対して推薦依頼を行っておりますが、ご推薦をいただけない町会もありましたので、全町会数よりも少ない委嘱人数となっております。		
委員長	名簿を確認すると、委嘱される明るい選挙推進委員の人数は地区ごとに差があります。期日前投票管理者は明るい選挙推進委員の皆様にご負担いただいていると思いますが、このような状況であると、従事する期日前投票所に偏りが		

	生じるのではないですか。
主 査	基本的にはご自宅から近い期日前投票所で従事していただきますので、従事していただく期日前投票所の偏りが生じることもあります。そのような場合には、1 人の明るい選挙推進委員の方に期日前投票管理者を複数日お願いする場合があります。
委員長	明るい選挙推進委員の方が期日前投票管理者等に従事した場合、報酬は出るのですか。
主 査	期日前投票管理者については1 回あたり 15,000 円、期日前投票立会人については1 回あたり 13,000 円の報酬をお支払いしております。 また、選挙のない通常時における選挙啓発会議への出席や話しあい活動については、1 回あたり 2,200 円をお支払いしております。
委員長 職務代理	明るい選挙推進委員には定数があるのですか。
局 長	特に定数は設けておりません。
委員長 職務代理	町会が明るい選挙推進委員を推薦するためには、杉並区町会連合会に所属している必要があるのでしょうか。
主 査	特段、杉並区町会連合会の組織の中で選ぶという規定はありません。 また、町会推薦によらない公募による明るい選挙推進委員の募集も行っております。 令和6・7年度の公募による明るい選挙推進委員は12名を委嘱する予定です。
委員長 職務代理	明るい選挙推進委員の皆さんに対しては、公職選挙法等の説明会は行うのですか。
主 査	4月10日の委嘱式の際には、明るい選挙推進の手引き等をお渡しします。また、新たに明るい選挙推進委員になられた方には、新任研修として明るい選挙推進活動のほか、期日前投票等の選挙事務に関することを説明しております。
委員長 職務代理	明るい選挙推進委員の皆さんには、公平公正な活動が大切であることを心がけていただきたいと思いますと考えますが、何か注意喚起等を行っていますか。
局 長	明るい選挙推進委員として活動する際には、特定の候補者等を応援していると誤解を招くような活動をしないように説明をしております。
与島委員	明るい選挙推進委員の活動に対する報酬は、どのような場合に支払うのですか。何かきまりがあるのですか。
主 査	選挙執行及び啓発事業における謝礼等支払基準に、杉並区選挙管理委員会が開催する各種会議に出席した場合と話し合いの会を開催した場合に支払うと規定されております。
与島委員	明るい選挙推進委員が街頭啓発に参加した場合には、報酬は支払うのですか。
主 査	現在は街頭啓発に対して報酬は支払っておりません。
与島委員	街頭啓発等に参加した明るい選挙推進委員の皆さんに報酬を支払ったとしても、おかしくないのでしょうか。
局 長	東京23区がどのような対応をしているか調査を行い、後日ご報告いたします。
委員長	明るい選挙推進協議会委員と明るい選挙推進委員の関係は、どのようになっているのですか。

主 査	明るい選挙推進協議会委員は、各地区の明るい選挙推進委員の代表者に担っていただいております。
委員 長	各地区の代表である明るい選挙推進協議会委員は、どのように決めるのですか。
主 査	4月10日に行われる委嘱式後の懇談会の際に、地区ごとに話し合っ決めていただいております。
委員 長	では、公募の明るい選挙推進委員については、どうなのですか。
主 査	公募も同様です。公募全体から代表者を1名選出していただきます。
委員 長	それでは、報告事項9-1についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<その他>
委員 長	本日の予定されている報告事項は終了しましたが、その他にございますか。
局 長	3月8日の予算特別委員会で奥山区議からポスター掲示場に関する質問がありました。 質問内容は、昨年の杉並区議会議員選挙において、公園に設置されたポスター掲示場が高くポスターを貼りにくかったが、なぜそのような設置となったのかというものでした。 答弁としては、投票区単位でポスター掲示場の設置数が決まっていることや有権者の見やすい場所に設置すべきであることから、やむを得ず設置していることをお答えしております。
小井委員	事故が起こらないように配慮して設置することが大切ですね。
局 長	杉並区議会議員選挙のポスター掲示板は横に9メートル程度の長さになりますので、設置場所候補地が限られます。 現在は有権者の安全面に配慮して建て込みを行っておりますが、今後は、貼る方の安全面にも配慮し設置場所について代替地を探すとともに、建て込み事業者に対して設置の際にも同様に説明を行ってまいりたいと思います。
委員 長	よろしく願います。 その他はございますか。
局 長	第1回区議会定例会において、3月13日付けで区長から追加議案が3件提出されました。 1つ目は、損害の賠償についてです。これは総務財政委員会に付託されることとなります。 2つ目は、杉並区副区長の選任の同意についてです。 3つ目は、杉並区教育委員会教育長の任命の同意についてです。
委員 長	ありがとうございました。 その他はございますか。
局 長	特にありません。
委員 長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局 長	次回の第10回の定例会は、3月18日の月曜日に行います。内容は、ポスター掲示場の総数減少についての議案が予定されております。

	(議題書に沿って、3月15日以降の日程を確認。)
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。